

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

株式会社エコノス

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書

【提出先】 証券会員制法人札幌証券取引所理事長 小池 善明 殿

【提出日】 平成27年5月25日

【会社名】 株式会社エコノス

【英訳名】 E C O N O S C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 勝也

【本店の所在の場所】 札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号

【電話番号】 011-875-1996（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室担当 新行内 宏之

【最寄りの連絡場所】 札幌市白石区北郷四条13丁目3番25号

【電話番号】 011-875-1996（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室担当 新行内 宏之

1 【上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書の提出理由】

平成27年5月21日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移、第4 提出会社の状況 3 配当政策、第5 経理の状況」、及び「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況、第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
第4 【提出会社の状況】	5
3 【配当政策】	5
第5 【経理の状況】	6
第四部 【株式公開情報】	8
第2 【第三者割当等の概況】	8
2 【取得者の概況】	8
第3 【株主の状況】	9

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

(訂正前)

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	3,874,490	3,965,905
経常利益 (千円)	136,440	91,357
当期純利益 (千円)	22,582	29,398
包括利益 (千円)	35,648	40,304
純資産額 (千円)	311,038	358,674
総資産額 (千円)	2,218,561	2,730,383
1株当たり純資産額 (円)	519.21	529.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.70	48.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	13.3	12.8
自己資本利益率 (%)	8.1	9.1
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	218,609	7,666
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△75,455	△125,865
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△121,251	96,381
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	310,361	288,581
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	109 (290)	119 (298)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第38期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含みます。)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。

6. 第38期及び第39期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期
決算年月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
売上高 (千円)	2,983,113	3,050,894	3,287,678	3,822,941	3,842,534
経常利益 (千円)	61,852	75,069	89,379	53,628	24,370
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	51,565	△14,959	34,633	△16,371	△1,609
資本金 (千円)	140,000	144,999	149,999	154,999	166,256
発行済株式総数 (株)	453,498	492,408	531,318	570,228	657,830
純資産額 (千円)	227,669	218,515	264,957	258,668	280,142
総資産額 (千円)	1,856,742	1,903,931	2,094,687	2,110,422	2,605,300
1株当たり純資産額 (円)	502.03	443.77	498.68	453.62	425.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	113.70	△31.07	66.47	△30.23	△2.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.3	11.5	12.6	12.3	10.8
自己資本利益率 (%)	25.6	—	14.3	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	102 (235)	102 (243)	105 (274)	103 (290)	109 (297)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第36期、第38期および第39期は、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であり、第35期および第37期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、実績がないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第36期、第38期及び第39期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含みます。)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。
7. 第38期及び第39期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第35期、第36期及び第37期の財務諸表については、監査を受けておりません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

(訂正後)

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第38期	第39期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	3,874,490	3,965,905
経常利益 (千円)	136,440	91,357
当期純利益 (千円)	22,582	29,398
包括利益 (千円)	35,648	40,304
純資産額 (千円)	311,038	358,674
総資産額 (千円)	2,218,561	2,730,383
1株当たり純資産額 (円)	519.21	529.85
1株当たり当期純利益金額 (円)	41.70	48.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	13.3	12.8
自己資本利益率 (%)	8.1	9.1
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	218,609	7,666
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△75,455	△125,865
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△121,251	96,381
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	310,361	288,581
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	109 (290)	119 (298)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第38期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含みます。)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。

6. 第38期及び第39期の連結財務諸表については、証券会社制法人札幌証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 35 期	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期
決算年月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月
売上高 (千円)	2,983,113	3,050,894	3,287,678	3,822,941	3,842,534
経常利益 (千円)	61,852	75,069	89,379	53,628	24,370
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	51,565	△14,959	34,633	△16,371	△1,609
資本金 (千円)	140,000	144,999	149,999	154,999	166,256
発行済株式総数 (株)	453,498	492,408	531,318	570,228	657,830
純資産額 (千円)	227,669	218,515	264,957	258,668	280,142
総資産額 (千円)	1,856,742	1,903,931	2,094,687	2,110,422	2,605,300
1株当たり純資産額 (円)	502.03	443.77	498.68	453.62	425.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	113.70	△31.07	66.47	△30.23	△2.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.3	11.5	12.6	12.3	10.8
自己資本利益率 (%)	25.6	—	14.3	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	102 (235)	102 (243)	105 (274)	103 (290)	109 (297)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第36期、第38期および第39期は、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失であり、第35期および第37期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、実績がないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第36期、第38期及び第39期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー及びアルバイトを含みます。)は、年間の平均人員(1日8時間換算の平均雇用人員)を()外数で記載しております。
7. 第38期及び第39期の財務諸表については、証券会員制法人札幌証券取引所の有価証券上場規程第3条第7項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第35期、第36期及び第37期の財務諸表については、監査を受けておりません。

第4【提出会社の状況】

(訂正前)

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、新規出店や新規事業による事業規模拡大と財務基盤強化のための内部留保を勘案して、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、事業拡大のための投資が当面の優先事項と捉え、配当の実施を見送らせていただいております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることにし、将来における株主への利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、上記の基本方針に基づき株主への利益還元を行っていきたいと考えておりますが、現時点におきましては、利益還元の内容及び実施時期については未定であります。

(訂正後)

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付けており、新規出店や新規事業による事業規模拡大と財務基盤強化のための内部留保を勘案して、業績に応じて剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条の第1項の規定に基づき、剰余金の配当を取締役会の決議により行う旨を定款で定めており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定めております。

当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、事業拡大のための投資が当面の優先事項と捉え、配当を行っておりませんでした。

内部留保金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることにし、将来における株主への利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、上記の基本方針に基づき株主への利益還元を行っていきたいと考えておりますが、現時点におきましては、利益還元の内容及び実施時期については未定であります。

第5【経理の状況】

(訂正前)

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第3項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第3条により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)および、第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

第5【経理の状況】

(訂正後)

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第3項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第3条により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、証券会員制法人札幌証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)および、第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

第四部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

2【取得者の概況】

第4回新株予約権（ストック・オプション）

（訂正前）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
藤原 智宏	北海道北見市高栄東町	会社役員	8,000	2,880,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
崎 顕一郎	札幌市北区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
万行 輝彦	札幌市白石区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 倫康	東京都文京区	子会社役員	5,590	2,012,400 (360)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
高橋 輝雄	札幌市厚別区	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
新行内 宏之	札幌市厚別区	会社役員	2,000	720,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
森川 浩司	札幌市白石区	従業員	1,130	406,800 (360)	当社の従業員

（省略）

（訂正後）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
藤原 智宏	北海道北見市	会社役員	8,000	2,880,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
崎 顕一郎	札幌市北区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
万行 輝彦	札幌市白石区	会社役員	6,500	2,340,000 (360)	特別利害関係者等 (当社取締役)
服部 倫康	東京都文京区	子会社役員	5,590	2,012,400 (360)	特別利害関係者等 (子会社取締役)
高橋 輝雄	札幌市厚別区	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
新行内 宏之	札幌市厚別区	会社役員	2,000	720,000 (360)	特別利害関係者等 (当社監査役)
森川 浩司	札幌市白石区	従業員	1,130	406,800 (360)	当社の従業員

（省略）

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
長谷川勝也 (注) 1, 2, 6	札幌市中央区	232,085 (61,878)	29.01 (7.73)
石澤淳一 (注) 1	札幌市白石区	95,797	11.97
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 (注) 1	札幌市北区北7条西2丁目20番地	62,500	7.81
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	43,900	5.49
尾西利子 (注) 1	札幌市白石区	42,137	5.27
だいし経営コンサルティング株式会社 (注) 1	新潟市東大通2丁目1番18号	37,500	4.69
エコノス従業員持株会 (注) 1	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	31,181	3.90
株式会社ハードオフコーポレーション (注) 1	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	26,000	3.25
ブックオフコーポレーション株式会社 (注) 1	相模原市南区古淵2丁目14番20号	26,000	3.25
投資事業組合オリックス10号 (注) 1	東京都港区六本木7-14-23	25,000	3.12
藤原智宏 (注) 3	北海道北見市高栄東町	23,143 (10,800)	2.89 (1.35)
ヤマモトアセット株式会社	新潟県新発田市緑町3丁目2番8号	20,000	2.50
崎頭一郎 (注) 3	札幌市北区	15,941 (8,500)	1.99 (1.06)
万行輝彦 (注) 3, 6	札幌市白石区	15,549 (8,500)	1.94 (1.06)
長谷川嘉男 (注) 5	札幌市中央区	12,675	1.58
坂本孝	山梨県甲府市	12,000	1.50
高橋輝雄 (注) 4	札幌市厚別区	9,000 (3,000)	1.12 (0.37)
服部倫康 (注) 3, 6	東京都新宿区	7,590 (5,590)	0.95 (0.70)
前田康仁	北海道北見市緑ヶ丘	5,000	0.62
坂口政義	北海道北見市三住町	5,000	0.62
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	4,300	0.54
新行内宏之 (注) 3	札幌市厚別区	4,000 (2,000)	0.50 (0.25)
森川浩司 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
明元史美恵 (注) 7	札幌市東区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
三田英寿 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
土屋晃 (注) 6	神戸市東灘区	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,800	0.22
梶浦茂信 (注) 7	北海道旭川市大雪通	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
赤石琢磨 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
真木法行 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
西本和弘 (注) 7	北海道旭川市末広	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
高玉里恵 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
所有株式数1,000株以下の株主54名		27,960 (27,960)	3.49 (3.49)
計	—	800,098 (142,268)	100.00 (17.78)

(注) (省略)

第3【株主の状況】

(訂正後)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
長谷川勝也 (注) 1, 2, 6	札幌市中央区	232,085 (61,878)	29.01 (7.73)
石澤淳一 (注) 1	札幌市白石区	95,797	11.97
道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合 (注) 1	札幌市北区北7条西2丁目20番地	62,500	7.81
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	43,900	5.49
尾西利子 (注) 1	札幌市白石区	42,137	5.27
だいし経営コンサルティング株式会社 (注) 1	新潟市東大通2丁目1番18号	37,500	4.69
エコノス従業員持株会 (注) 1	札幌市白石区北郷4条13丁目3番25号	31,181	3.90
株式会社ハードオフコーポレーション (注) 1	新潟県新発田市新栄町3丁目1番13号	26,000	3.25
ブックオフコーポレーション株式会社 (注) 1	相模原市南区古淵2丁目14番20号	26,000	3.25
投資事業組合オリックス10号 (注) 1	東京都港区六本木7丁目14番23号	25,000	3.12
藤原智宏 (注) 3	北海道北見市	23,143 (10,800)	2.89 (1.35)
ヤマモトアセット株式会社	新潟県新発田市緑町3丁目2番8号	20,000	2.50
崎頭一郎 (注) 3	札幌市北区	15,941 (8,500)	1.99 (1.06)
万行輝彦 (注) 3, 6	札幌市白石区	15,549 (8,500)	1.94 (1.06)
長谷川嘉男 (注) 5	札幌市中央区	12,675	1.58
坂本孝	山梨県甲府市	12,000	1.50
高橋輝雄 (注) 4	札幌市厚別区	9,000 (3,000)	1.12 (0.37)
服部倫康 (注) 3, 6	東京都新宿区	7,590 (5,590)	0.95 (0.70)
前田康仁	北海道北見市	5,000	0.62
坂口政義	北海道北見市	5,000	0.62
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	4,300	0.54
新行内宏之 (注) 3	札幌市厚別区	4,000 (2,000)	0.50 (0.25)
森川浩司 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
明元史美恵 (注) 7	札幌市東区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
三田英寿 (注) 7	札幌市白石区	2,130 (2,130)	0.27 (0.27)
土屋晃 (注) 6	神戸市東灘区	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号	1,800	0.22
梶浦茂信 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
赤石琢磨 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
真木法行 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
西本和弘 (注) 7	北海道旭川市	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
高玉里恵 (注) 7	札幌市白石区	1,130 (1,130)	0.14 (0.14)
所有株式数1,000株以下の株主54名		27,960 (27,960)	3.49 (3.49)
計	—	800,098 (142,268)	100.00 (17.78)

(注) (省略)